

# 官報号外

昭和五十八年五月二十日

## ○第九十八回 参議院会議録第十六号

昭和五十八年五月二十日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十六号

昭和五十八年五月二十日

- 第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
第二 臨時行政改革推進審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

- 議長(徳永正利君) これより会議を開きます。  
日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年五月十七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 德永 正利殿

審査報告書

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十九日

地方行政委員長 宮田 輝

参議院議長 德永 正利殿

- 百五十二号の一部を次のよう改定する。  
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を改正する。

百五十二号の一部を次のよう改定する。

法律

律案

合

「第二節 連合会」  
第一款 全国市町村職員共済組合連合会(第

二十九

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

第三十四条第一項中「連合会」を「市町村連合会」と、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項中「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第三項中「連合会」を「市町村連合会」に改め、「理事長若しくは職務代理者」に、「行なう者を含む」を「行う者を」に、「理事長が」を「理事長若しくは市町村長である職務代理者が」に、「理事長は」を「理事長又は職務代理者は」に改める。

第三十五条中「連合会」を「市町村連合会」に改め、「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第一項中「長期給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を」「削り、「災害給付積立金を、それぞれ連合会に」「削り、「災害給付積立金を」「削り、「前項の積立金」を「災害給付積立金」と、「連合会」を「市町村連合会」に改め、同条第三項中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改め、「その長期給付に要する資金を長期給付積立金から」を削り、同条第四項中「第一項の積立金」を「災害給付積立金」に改め、「事業の目的及び資金の性質に応じ」を削る。

第三十七条中「連合会」を「市町村連合会」に、「組合」を「構成組合」に改める。

第三十八条第一項中「第二十五条第一項前段」を「第二十五条前段」に、「連合会」を「市町村連合会」に、「第三項」を「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第二項の認可を受けたとき」に改め、同条第二項中「連合会」を「市町村連合会」に改める。

第二章第二節に次の二款を加える。

（一） 地方公務員共済組合連合会  
（二） 地方公務員共済組合連合会

第三十八条の二 組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るために、すべての組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を置く。

2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行ふ。

一 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を定めること。

三 長期給付積立金を管理すること。

四 その他その目的を達成するために必要な事業を東京都に置く。

（定款）

第三十八条の三 地方公務員共済組合連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 運営規則の作成及び変更

三 每事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

（役員）

第三十八条の四 地方公務員共済組合連合会は、役員として理事長一人、理事若干人及び監事三人を置く。

（監事）

第三十八条の五 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 運営規則の作成及び変更

三 每事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

（監査）

第三十八条の六 地方公務員共済組合連合会は、組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合に關する事項

（会計）

第三十八条の七 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の八 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金を設ける。

（組合）

第三十八条の九 経費の分賦及び会計に關する事項

（役員の任命）

第三十八条の十 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（任期）

第三十八条の十一 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の十二 役員は、前任者の残任期間とする。

（役員の任期）

第三十八条の十三 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の十四 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

り、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の實現に資するように運用しなければならない。

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の十五 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金

うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（役員の職務）

第三十八条の十六 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の十七 理事長は、地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき責任準備金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。

（交付）

第三十八条の十八 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

（長期給付積立金）

第三十八条の十九 経費の分賦及び会計に關する事項

（組合員の給料）

第三十八条の二十 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（組合員の掛金）

第三十八条の二十一 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の二十二 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（任期）

第三十八条の二十三 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の二十四 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

り、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の實現に資するように運用しなければならない。

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の二十五 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金

うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（役員の職務）

第三十八条の二十六 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の二十七 理事長は、地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

（交付）

第三十八条の二十八 経費の分賦及び会計に關する事項

（組合員の給料）

第三十八条の二十九 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（組合員の掛金）

第三十八条の三十 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の三十一 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（任期）

第三十八条の三十二 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の三十三 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

り、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の實現に資するように運用しなければならない。

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の三十四 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金

うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（役員の職務）

第三十八条の三十五 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の三十六 理事長は、地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

（交付）

第三十八条の三十七 経費の分賦及び会計に關する事項

（組合員の給料）

第三十八条の三十八 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（組合員の掛金）

第三十八条の三十九 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の四十 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（任期）

第三十八条の四十一 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の四十二 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

り、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の實現に資するように運用しなければならない。

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の四十三 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金

うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（役員の職務）

第三十八条の四十四 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の四十五 理事長は、地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

（交付）

第三十八条の四十六 経費の分賦及び会計に關する事項

（組合員の給料）

第三十八条の四十七 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（組合員の掛金）

第三十八条の四十八 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の四十九 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（任期）

第三十八条の五十 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の五十一 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

り、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の實現に資するように運用しなければならない。

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の五十二 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金

うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（役員の職務）

第三十八条の五十三 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の五十四 理事長は、地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

（交付）

第三十八条の五十五 経費の分賦及び会計に關する事項

（組合員の給料）

第三十八条の五十六 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（組合員の掛金）

第三十八条の五十七 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の五十八 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（任期）

第三十八条の五十九 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の六十 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

り、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の實現に資するように運用しなければならない。

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の六十一 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金

うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（役員の職務）

第三十八条の六十二 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の六十三 理事長は、地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

（交付）

第三十八条の六十四 経費の分賦及び会計に關する事項

（組合員の給料）

第三十八条の六十五 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（組合員の掛金）

第三十八条の六十六 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の六十七 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（任期）

第三十八条の六十八 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の六十九 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

り、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の實現に資するように運用しなければならない。

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の七十 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金

うとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

（役員の職務）

第三十八条の七十一 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（代理）

第三十八条の七十二 理事長は、地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

（交付）

第三十八条の七十三 経費の分賦及び会計に關する事項

（組合員の給料）

第三十八条の七十四 その他の組織及び業務に關する重要な事項

（組合員の掛金）

第三十八条の七十五 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

（監事の任命）

第三十八条の七十六 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（任期）

第三十八条の七十七 自治大臣は、第一項第七号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を聽かなければならぬ。

（運営審議会）

第三十八条の七十八 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金は、政令で定めるところによ

金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の公立の義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員である組合員に係る責任準備金に係る部分については、当該組合が当該組合員に対し厚生年金保険法の規定による保険給付を行つものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当する金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めることにより、資金運用部に預託して運用しなければならない。

共済組合又は都市職員共済組合に係る長期給付を  
要する費用にあつては、市町村職員共済組合を  
組織する職員のすべて又は都市職員共済組合を組織する職員のすべてについて政令で定める職員を単位として」を「短期給付に要する費用にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員を単位として、長期給付に要する費用にあつては組合を単位とする職員のすべてについて政令で定める職員を単位として、次に定めるところにより」に改める。

第一百四条第二項中「市町村職員共済組合及都市職員共済組合」を削り、「連合会」を「地方務員共済組合連合会」に改める。

第一百八条第一項及び第三項中「連合会」を「町村連合会」に改め、同条第七項中「行なう」を「う一」に改める。

3 組合員又は組合員であつた者（退職年金、障害年金を有する者に限る。）が國の組合の組合員となつたときは、元の組合は、政令で定めるところにより、その者に係る責任準備金に相当する金額を當該組合員が國の組合（國家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する國家公務員共済組合連合会を組織する國の組合にあつては、當該國家公務員共済組合連合会）に移換しなければならない。

第一百四十四条の三第一項中「第四十一条」を「第三十八条の二第二項第二号」、第三十八条の八」と改める。

第一百四十四条の十九中「役員については、長期給付に関する規定を除く。」を削る。

第一百四十八条第二号中「第三十八条第一項の下

法第百二十九号、以下昭和五十八年法律第一号」という。」による改正前の地方公務員等共済組合法第二十七条第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連合会（以下「旧連合会」という。）に、「第二十八条第一項各号」を「同法第二十八条第一項各号」に改め、同条第三項及び第五項から第七項までの規定中「連合会」を「旧連合会」に改める。

附則第十一條第一項中「又は市町村職員共済組合連合会」を「又は昭和五十八年法律第一項に規定する改正前の地方公務員等共済組合法第二十七条第一項の規定に基づく市町村職員共済組合連合会」に改める。

附則第十二条中「及び連合会」を「及び旧連合会」に改める。

第一百四十二条第一項中「役員については、長期間給付に関する規定を除く。」を削り、同条第二項中「連合会の」を「市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)」に改め、「役員については、長期給付に関する規定を除く。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第一百四十三条第三項中「地方職員共済組合等の警察共済組合は」を「地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして地元職員共済組合及び警察共済組合から払込みのあつた金額のうち」に、「第二十四条の規定による責任準備金のうち」を「責任準備金に係る部分については」に改める。

第一百四十三条第二項中「組合員であつた者を含む。次項において同じ。」を削り、「国の組合員と係る国家公務員共済組合」を「国の組合」に改め、「及び第四十二条を削り、同条第三項中「前二項を「前二項」に、「組合員が」を「組合員又は組合員であつた者が」に改め、同項を同条第四項とし同条第二項の次に次の一項を加える。

附則第十四条の四を附則第十四条の八とし、附則第十四条の三の次に次の四条を加える。  
（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の長期給付に係る事務の指導等）  
第十四条の四 市町村連合会は、第二十七条第二項各号に掲げる事業及び前条の規定により行う事業のほか、当分の間、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の長期給付に係る事務の指導その他市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の長期給付の事業の適正かつ円滑な実施を推進するため必要な事業を行ふことができる。  
(市町村連合会の総会の議員の定数の特例)  
第十四条の五 市町村連合会の当面の円滑な運営を期するため、第三十条第二項の規定にかかわらず、昭和五十八年法律第一号の施行の日から政令で定める日までの間は、市町村連合会の総会は、議員七十一人をもつて組織するものとし立場組合連帯に「市町村連合会」を「市町村連合会」と改め、「掛金」の下に「老人保健法の規定による拠出金に係るものと含む。」を加え、同条第二項及び第三項中「市町村職員共済組合連合会」を「市町村連合会」に改める。



又は警察共済組合の特例継続組合員となつた者については、公立学校共済組合又は警察共済組合が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定額で定める金額(以下「特例継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日)から、その資格を喪失する。

二 退職年金(附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。)を受けることができる組合員期間を有することとなつたとき。

三 特例継続掛金(特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。)。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行ふものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

又は警察共済組合の特例継続組合員となつた者については、公立学校共済組合又は警察共済組合が、政令で定める基準に従い、その者の长期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定額で定める金額(以下「特例継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、

第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日)から、その資格を喪失する。

二 退職年金(附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。)を受けることができる組合員期間を有することとなつたとき。

三 特例継続掛金(特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。)。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行ふものの組合員又は厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者となつたとき。

## 五 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たとき。

ないものとみなす。

第一項、第二項及び前項第五号の申出の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(特例継続組合員が死亡した場合等における長期給付の特例)

第二十八条の三 特例継続組合員が公務傷病によらないで特例継続組合員である間に死亡した場合における第九十三条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第九十三条の二から第九十三条の六までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これによる通算対象期間(通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。)の月数を乗じて得た金額とする。

一 四十九万二千円

二 特例継続掛金の標準となつた給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

三 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷したことによる障害一時金の支給の要件の特例については、政令で定める。

(健康保険法等との関係)

第二十八条の四 特例継続組合員(第一百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員であるものを除く。次項において同じ。)は、健康保険法第十二条の規定の適用について、同条第一項に規定する他の法律に基づく共済組合の組合員で

## ないものとみなす。

特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

(定年等による退職をした者に係る長期給付の特例)

第二十八条の五 昭和五十六年法律第九十二号の公布の日において現に組合員であった者、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

一 四十九万二千円

二 再退職に係る給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

三 特例退職年金(以下「特例退職年金」という。)の額は、第七十八条第二項及び第七十八条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに組合員期間(通算年金通則法の規定による通算対象期間であるものに限る。)の月数を乗じて得た金額とする。

一 四十九万二千円

二 給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

三 特例継続組合員が特例継続組合員である間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷したことによる障害一時金の支給の要件の特例については、政令で定める。

(健康保険法等との関係)

第二十八条の四 特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

二 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

三 特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

四 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

五 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

六 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

七 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

八 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

九 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

十 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

十一 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

十二 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

十三 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

十四 第七十九条第一項の規定により特例退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合において、その者が当該特例退職年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には、特例退職年金は、支給しない。

## は、第八十条の規定は、適用しない。

前項前段の場合において、その改定額が、改定前の特例退職年金の額と、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除して得た金額に前後の組合員期間を合算した期間の月数から改定前の特例退職年金の基礎となつた組合員期間の月数を控除した月数を乗じて得た金額との合計額より少ないとときは、その合計額に相当する金額をもつて、改定額とする。

一 四十九万二千円

二 再退職に係る給料の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た金額

三 特例退職年金(以下「特例退職年金」という。)の額は、第七十八条第二項及び第七十八条の二の規定により支給する者には、附則第十八条の二第一項及び昭和五十四年法律第七十三号附則第七条第二項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとし、特例退職年金は、支給しない。

四 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

五 特例退職年金を受ける権利を有する者には、附則第十八条の二第一項及び昭和五十四年法律第七十三号附則第七条第二項の規定による請求をしたときは、脱退一時金を支給するものとし、特例退職年金は、支給しない。

六 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

七 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

八 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

九 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十一 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十二 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十三 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十四 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十五 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十六 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十七 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十八 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

十九 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

二十 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

二十一 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

二十二 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

二十三 特例退職年金を受ける権利を有する者には、通算退職年金は、支給しない。

附則第二十八条の五第二項及び第三項並びに附則第二十八条の六の規定により算定した特例退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

る退職をした場合に該当するものとみなして、  
附則第二十八条の五から前条までの規定を適用  
する。ただし、その者の四十歳に達した日の属  
する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員  
以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組  
合員としての組合員期間が七年六月末満である  
場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した  
日の属する月以後の組合員期間が十五年に達  
した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（団体組合員を除く。）となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないとき。

第二十八条の十、国の職員に係る附則第二十八条の二第一項及び第四項、附則第二十八条の三第一項第二号、附則第二十八条の五第一項及び第二項第二号並びに附則第二十八条の六第二項第二号の規定の適用については、附則第二十八条の二第一項中「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。)の公布の日」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。)の公布の日」と、「地方公務員法第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日(昭和五十六年法律第

**第二十八條の十一**　附則第二十八條の二から前条までに定めるもののは、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定を適用する場合における技術的読替えその他特例継続組合員に対するこの法律又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の適用に関し必要な事項並びに特例退職年金及び特例遺族年金の支給に関する必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

10

二、特例 繼続組合員であつた者で引き続き特例  
継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用  
を受ける組合員（団体組合員を除く。）とな  
つたものが退職した場合において、その者  
の四十歳に達した日の属する月以後の組合員  
期間が十五年以上であり、かつ、その者が退  
職年金又は通算退職年金を受ける権利を有す  
る者でないとき。

（国の職員に関する特例）

第二十八条の十、国の職員に係る附則第二十八条  
の二第一項及び第四項、附則第二十八条の三第  
十二号附則第五条において準用する場合を含  
む。」とあるのは「国家公務員法第八十一条の四  
（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条にお  
いて準用する場合を含む。）」と、同条第四項中  
「地方公共団体」とあるのは「国」と、附則第二十  
八条の三第一項第一号中「給料」とあるのは「俸  
給」と、附則第二十八条の五第一項中「昭和五十  
六年法律第九十二号の公布の日」とあるのは昭  
和五十六年法律第七十七号の公布の日」と、同  
条第二項第二号及び附則第二十八条の六第二項  
第二号中「給料」とあるのは「俸給」とする。

施行する。ただし、次条から附則第四条まで及び附則第九条の規定は公布の日から、地方公務員等共済組合法附則第二十八条の次に十条を加える改正規定は昭和六十年三月二十一日から施行する。

施行期日

連合会が負担するものとする。  
（地主の負担額共算用金庫を除く）

は、市町村

附則第三十三条の二第二項第一号中「第一百四十四条第四項及び第五項」を「第一百四十二条第三項及び第四項」に改める。  
附則第四十条の二第四項中「第三十二条」の下に「第三十八条の五」を加える。

5 市町村連合会は、前項の規定による告示があ

並びにこの法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十八条第一項各号に掲げる事項について定款を定め、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)を含む事業年度の事業計画及び予算を作成しなければならない。

4 前項の規定により市町村連合会の理事長となるべき者として互選された者は、昭和五十九年二月二十九日までに、同項の定款、事業計画及び予算について自治大臣の認可を申請しなければならない。

4 自治大臣は、前項に規定する認可をしたときには、直ちにその旨を告示するものとする。

**第二条** 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の理事長は、その協議により、昭和五十八年十二月三十一日までに、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の理事長の會議を招集しなければならない。

第三条 地方公務員共済組合連合会の設立に当たつては、地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、五人の地方公務員共済組合連合会設立委員以下「設立委員」という。」を選任しなければならない。

連合会が負担するものとする。





## 審査報告書

## 臨時行政改革推進審議会設置法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年五月十九日

内閣委員長 坂野 重信

参議院議長 徳永 正利殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、臨時行政調査会の行政改革に関する第四次答申を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、臨時行政調査会の行つた行政改革に関する答申を受けた行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣の意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮詢に応じて答申する。

既定経費の範囲内で賄うこととしている。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十八年五月十日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

臨時行政改革推進審議会設置法案  
臨時行政改革推進審議会設置法案  
臨時行政改革推進審議会設置法案  
(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、總理府に、附屬機関として、臨時行政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第二条 審議会は、臨時行政調査会(昭和五十六年三月十六日に設置され、昭和五十八年三月十五日に廃止されたものをいう。)の行つた行政改革に関する答申を受けた行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣の

第六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第八条 審議会は、委員七人をもつて組織する。(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

第八条 審議会の調査事務その他の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十条 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、審議会に

得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(会長)

臨時行政改革推進審議会設置法(昭和五十八年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力等)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第八条 審議会は、委員七人をもつて組織する。(委員)

第九条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

第十一条 第十九号の七を次のように改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)(この法律の失効)

第十二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第十九号の七を次のように改める。

(この法律の失効)

第十四条 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

第十五条 第一条第一項の表中臨時行政調査会の項を次のように改める。

○坂野重信君登壇、拍手

ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の第四次答申を踏まえて、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、總理府に、附屬機関として臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものでありまして、審議会は、臨時行政調査会の行つた行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮詢に応じて答申することを任務としております。審議会の構成は、行政の改善問

昭和五十八年五月二十日 参議院会議録第十六号

臨時行政改革推進審議会設置法案

五二二一

報 (号外)

両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人で組織し、審議会の調査事務を処理するため、事務局を置くこととしております。なお、審議会は政令で定める施行期日から三年を経過した日に廃止することとしております。

開く端緒として利用されただけでなく、財政赤字を理由に福祉や文教政策を後退させ、所得税減税の五年間にわたっての見送り、人事院勧告の凍結など、国民生活にかかる諸権利を侵害する根拠をついたもので、許しがたいのであります。

反対の第二の理由は、今回設置しようとしている臨時行政改革推進審議会の果たすべき役割りと性格が全く不明であり、眞の改革に機能しないことであります。

はあります。行政改革こそ最大の政治課題と宣伝し、行革に政治生命をかける意気込みと言われる中曾根内閣が、このような法案を提出すること自体まさに恥辱的と言わざるを得ないのでありますまして、中曾根内閣が言行一致の内閣であるなら

委員会におきましては、審議会設置の必要性、審議会の任務、性格、本審議会と協調第四次答申との関連及び既存の各種審議会等との調整問題等のほか、行革大綱の今後の策定見通し並びに電力、専売各公社の改革問題を初め総合管理庁の設置、国土庁など三井統合問題等広範多岐にわたつて質疑が行わされました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野田委員、日本共产党を代表して安武委員より、それぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

簡素で効率的な行政をうたい文句に、鈴木、中曾根内閣が今まで行つた改革は、このような調査申に名をかりた福祉、医療、文教の切り詰め、人効凍結と防衛費予算の異常突出の聖域扱いであり、この事実は、国民の目に防衛費捻出確保のための行政改革としか映らないのであります。歴代内閣が守り通してきた防衛費のG.N.P.比一%以内の歯どめも、もはや風前のともしびであり、政府はこの公約を簡単に踏みにじろうとしているのであります。このような軍拡路線を選擇している行政改革には多くの国民が危惧の念を抱いており、このような改革の推進は断じて認めることができないのです。

また、答申は、曲がりなりにも「増税なき財政再建」を堅持することをうたっているのであります。

を内政の最重要課題として取り上げながら、その具体的な内容はきわめて不明確であります。本月下旬に最終答申を受けた「行革大綱」を改めて作成するとも言われておりますが、重要事項はすべて見送られると伝えられております。行政改革を具体的に実施することは政府みずからが責任であり、政府の立場で臨調答申を全面的に尊重し実施するというのであれば、まず具体的な実施計画と詳細な改革の内容を明らかにすべきであります。しかるに政府は、今日まで行革の具体的な内容を明らかにしないまま、行政改革を推進する審議会だだけを設置しようとしているのでありますて、こうしたやり方はきわめて無責任で、行革の進め方が逆転していると言わなければならず、納得できるものではありません。

ば、直ちに撤回すべき性質のものであると思うのであります。

反対の第三の理由は、行政の簡素化、効率化が期待されている今日、新たに審議会を設置して、既存の審議会、調査会との関連も明確にされないまま、屋上屋を重ねていることであります。

臨調に対する国民の期待は、簡素にして効率的な政府づくりにあるはずです。しかるに政府は、二百十一に上る既存の審議会や調査会を温存したまま、さらに新しい審議会の設置を提案して組織の複雑化を図り、あまつさえ、既存の審議会、調査会等との役割り分担を明確にしていないのであります。すでに郵政大臣は、臨調答申が指摘している定額郵便貯金の見直しについて、「答申には利用者の立場が出ておらず、素直に納得で

○議長(鶴永正利君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。山崎昇君。

すが、財政再建のために行財政改革の必要性が強調され、目的と手段が逆になつてゐるのであります。中途半端な補助金の削減では財政再建ができるないことは言うまでもありませんが、答申内容は、現下の不公平税制を是正する具体策の提言もなく、国民の期待したものとはなつていないのであります。

今回の法案は臨調第四次答申を踏まえていることは言うまでもありませんが、この答申は、五次にわたる臨調答申の推進状況を監視する機関として設置するよう提言しているにすぎないとと思うのであります。が、法案内容は、単に臨調答申の実施状況を追跡調査するだけではなく、臨調答申に沿つて

きる心境でない」さらに、「郵便貯金のあり方を変更する場合は、郵政審議会の意見を聞かなければならぬ」と明言しており、また、大蔵大臣は本院予算委員会において、増税なき財政再建を堅持すべきだとした臨時答申について、「哲学を示したもので、最終決定は権威ある政府税制調査会

置法案に対し、反対の討論を行うものであります。反対の第一の理由は、この法案によって進められようとしている行政改革が国民の期待にこたえしたものになつてないことがあります。国民のための行政改革は、軍縮で平和を築き、福祉、分権によつて国民の生活を守り、国民のための効率的で簡素な政府づくりだと思うのであります。ですが、第二臨調答申はこのよくな国民のための行政理念が全く欠落しているのであります。ことに、答申が、わが国の平和戦略からでなく、アメ

さらには、答申は、今後の行政の日指すべき目標として、活力ある福祉社会の建設と国際社会に対する積極的貢献を挙げ、行政改革を進める観点では、「変化への対応」「総合性の確保」「簡素効率化」とび「信頼性」の確保の四点を挙げているのであります。これらの内容が、大企業の活力を發揮させるための規制監督の緩和や中央集権化の強化あるいは行政サービスの切り捨てを意味するものであつて、まさに財界主導の行革と言わざるを得ないものでありまして、このような行革推進に賛成す

本来、行政改革は、政府が國民の代表者である  
国会のチエックを受けながら責任を持って実行す  
べきでありまして、審議会を設置して推進する  
いうやり方は、議会制民主主義を軽視するばかり  
か、審議会を隸れみのとして政府の責任を回避す  
るものと言わなければなりません。今回設置しよ  
うとする審議会は、臨調答申の実施を監視する機  
能を負っているのでありますが、このような監視

の半断による」とも答弁し、増税の可能性を可唆しているのです。

このように、臨調が行った行政改革に関する重要事項は、ほとんど既存の審議会やあるいは調査会の場を利用して調査審議が行われることになつてゐるのであります。今回設置しようとする審議会の検討課題と著しく重複し、屋上屋を重ねるだけで、かえって行政を複雑にするだけだと思うのであります。さらに、既存の審議会あるいは調査会と、今回設置しようとしている審議会の答申や意見が重なった場合、だれがどう調整し、責

任はだれが負うのかは全く不明でありまして、絶対に認めるとはできないのであります。

任はだれが負うのかは全く不明でありまして、絶対に認めるとはできないであります。以上、私は、本法案に反対する主な理由について申し述べましたが、國民の求める行政改革は、

政官財の構造的癒着を完全に断ち切り、国民に開かれた透明で有効な行政を確立するための情報公開制度の確立、国民の立場に立つて所得税の減税

を実現し、一部特定の者を優遇する不公平税制を徹底的に是正するとともに、膨大な補助金、公共

事業のあり方などを抜本的に改革することこそが重要であり、わが党は、すでに提言している真の

国民のための行財政改革を進める決意を表明して、反対討論を終わります。(拍手)

（後編）これにて書籍は終局いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしま  
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君)　過半数と認めます。  
よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 議長  
副議長 德永  
秋山 正利君  
長造君

議員 中野 鉄造君 大川 清幸君

渡部 通子君 桑名義治君  
高木 健太郎君 小西 博行君

中村銘一君  
塙出齊典君  
越王正夫君

秀彦君 敬雄君 坂元 藤原 房雄君 親男君

昭和五十八年五月二十日 參議院全議錄第十六号

講義の構成事項

野末	陳平君	村上	正邦君
松浦	功君	福田	
國部	三郎君	内藤	健君
高木	正明君	長谷川	信君
岩崎	純三君	大木	正吾君
大坪	健一郎君	佐々木	滿君
宮田	蹕君	片山	甚市君
後藤	正夫君	山崎	龍男君
黒澤	朝次郎君	大木	省吾君
増田	盛君	鈴木	哲君
内藤	善三郎君	長田	裕二君
山崎	昇君	野田	吉田
安田	隆明君	梶木	又三君
桧垣	徳太郎君	秦野	章君
十屋	義彦君	対馬	孝且君
小谷	守君	本岡	昭次君
鈴木	和美君	大森	忠孝君
鶴山	篤君	近藤	正雄君
勝又	武一君	丸谷	裕君
安武	洋子君	柏谷	照美君
矢田部	理君	和田	静夫君
福闇	知之君	立木	洋君
山中	郁子君	小山	一平君
神谷	信之助君	田中	寿美子君
村田	秀三君	市川	正一君
川村	清一君	青木	薪次君
菅久保	光君	小柳	勇君
上田耕一郎君	英行君	八百板	正君
赤桐	阿具根	富本	顥治君
操君	登君	山本	幸雄君
齋藤	邦吉君	山本	
官	行政管理廳	國務大臣	國務大臣
行	務	自	國
政	管	治	大
管	理	大	臣
理	廳	長	臣

議長の報告事項		一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員		辞任	補欠
地方行政委員		勝又 武一君	山田 譲君
外務委員		山田 譲君	勝又 武一君
大蔵委員	辞任	和泉 照雄君	太田 淳夫君
文教委員	辞任	藤田 進君	小山 一平君
社会労働委員	辞任	堀江 正夫君	秦野 章君
農林水産委員	辞任	鈴木 和美君	宮之原貞光君
商工委員	辞任	瀬谷 英行君	対馬 孝且君
		坂倉 坂倉君	高杉 弘君
		高杉 宮澤君	小山 一平君
		対馬 寿一君	幸一君
		広田 和田君	太田 静夫君
		幸一君	淳夫君
運輸委員	辞任	高杉 遠藤君	和田 静夫君
		馬場 村沢君	瀬谷 牧君
		高杉 坂倉君	高杉 藤吉君
		太田 富君	幸一君

外務委員	三木 忠雄君	黒柳 明君	補欠
辞任	馬場 富君	和泉 照雄君	補欠
建設委員	辞任	黒柳 明君	補欠
決算委員	辞任	三木 忠雄君	補欠
議院運営委員	辞任	中山 太郎君	宮澤 弘君
補欠	忠雄君	黒柳 明君	忠雄君
同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。	外國事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律
外國事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書	学校教育法の一部を改正する法律
学校教育法の一部を改正する法律	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書	医学及び歯学の教育のための献体に関する法律
沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書	沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律
改正する法律	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書	改正する法律
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律	衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律
外務委員	小山 一平君	佐藤 三百君	補欠
社会労働委員	遠藤 政夫君	加藤 武徳君	補欠
農林水産委員	瀬谷 英行君	遠藤 政夫君	補欠
運輸委員	山田 譲君	山田 修二君	補欠
地方行政委員会	山崎 竜男君	玉置 和郎君	補欠
理事	田淵 哲也君	（田淵哲也君の補欠）	補欠
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（三塚博君外三名提出）（衆第一五号）	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（矢山有作君外五名提出）（衆第三号）	同日委員長から次の報告書が提出された。同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（矢山有作君外五名提出）（衆第三号）	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（矢山有作君外五名提出）（衆第三号）
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）審査報告書	（衆第一五号）	（衆第一五号）	（衆第一五号）
臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第四九号）審査報告書	（衆第一五号）	（衆第一五号）	（衆第一五号）
法務委員	辻任	辻任	辻任
小谷 守君	上野 雄文君	勝又 武一君	山田 讓君
上野 雄文君	佐藤 三吉君	勝又 武一君	山田 让君
上野 雄文君	佐藤 一平君	小山 一平君	山崎 竜男君
上野 雄文君	瀬谷 英行君	小山 一平君	山崎 竜男君
上野 雄文君	辻任	辻任	辻任
外務委員	小山 一平君	佐藤 三百君	補欠
社会労働委員	遠藤 政夫君	加藤 武徳君	補欠
農林水産委員	瀬谷 英行君	遠藤 政夫君	補欠
運輸委員	山田 修二君	山田 譲君	補欠
地方行政委員会	山崎 竜男君	玉置 和郎君	補欠
理事	田淵 哲也君	（田淵哲也君の補欠）	補欠
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（三塚博君外三名提出）（衆第一五号）	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（矢山有作君外五名提出）（衆第三号）	（衆第一五号）	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（矢山有作君外五名提出）（衆第三号）	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（矢山有作君外五名提出）（衆第三号）
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）審査報告書	（衆第一五号）	（衆第一五号）	（衆第一五号）
臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第四九号）審査報告書	（衆第一五号）	（衆第一五号）	（衆第一五号）
法務委員	辻任	辻任	辻任
小谷 守君	上野 雄文君	勝又 武一君	山田 让君
上野 雄文君	佐藤 三吉君	勝又 武一君	山田 让君
上野 雄文君	佐藤 一平君	小山 一平君	山崎 竜男君
上野 雄文君	瀬谷 英行君	小山 一平君	山崎 竜男君
上野 雄文君	辻任	辻任	辻任